

写

監 第 3 号
令和 5 年 5 月 1 5 日

琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司
琴浦町監査委員 田中 肇

定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（令和 4 年度下期分）を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果報告書を次のとおり提出する。

1 監査の期間

令和 5 年 4 月 26 日（水）・27 日（木）の 2 日間

2 監査の対象

（1）対象部局（全部局）

総務課、企画政策課、町民生活課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設住宅課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局

（2）対象業務

令和 4 年度下期（必要に応じて上期分を含む。）に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行について、関係法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に行われているか検証することを目的として実施した。

4 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

5 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

6 監査意見

(1) 滞納整理について

令和5年3月末の滞納額は、全体で297,938千円昨年度末300,169千円に比較して2,231千円減少している。各課が持っている債権を滞納整理マニュアルに沿って収納努力され減少しているが、今後出納整理期間が終了するまで現年度分の収納に努力いただきたい。

また、中部広域行政管理組合に委託している債権について、令和4年度は回収額22,210千円で、昨年度より8,303千円増と大幅に回収が進み委託の成果が表れている。しかし、一方で、多額の委託費も必要となっており、現年度分の債権収納に力を入れることが重要となる。

納税等が難しい滞納者に対しては、多様な支払方法を提案する等、納税意識が高まるよう相談しながら収納業務を進められたい。

(2) 電子決裁の円滑な運用について

財務システムに続いて、令和4年度から文書決裁システムが稼働している。

国・県も事務の効率化・迅速化を図るため推進しているところであり、必要な方針だと考える。

一方、文書決裁に至るまでには、必要書類の添付等複雑な事務もあり、システムの運用が職員に浸透していない現状もある。

また、監査業務も含めて書類が正確に処理されているか紙ベースで残っていないため間違いが見逃される可能性もある。

電子決裁の事務が後日検証できるよう、確認の仕組みや内部統制の在り方を検討されたい。

(3) 空き家対策について

空き家の活用について過去の監査報告でもお願いしているところで、令和4年度

の「空家除却費用補助金」の活用は、9,900千円の予算に対して10件、8,671千円（年間分）であり、空き家に対する意識が高まっている。実際、町内で空き家を解体して駐車場に整備する現場を見かけるようになっている。空き家の放置は、景観の悪化や台風時の周辺住民への被害等多くの問題を引き起こすだけでなく活用できる建物が未利用に終わっている場合もある。

空き家調査の結果を通じて、持ち主への空き家活用や解体補助事業の告知を行うなど建物の有効利用や処分につながるよう積極的に働きかけられたい。

（４）建設工事の繰越について

働き方改革関連法が施行され令和5年からは、運送業・建設業の働き方にも大きな影響があるといわれている。町発注の建設改良工事や災害復旧工事の中には、年度内に完成できず繰越になる工事が増えているが、今後さらに人材確保難による工事の遅れが予想される。

また、材料費や原油価格の高騰により、受注工事の採算性にも影響がでることが懸念され、事業者の持続的経営の課題となってくる。

今後の工事発注にあたっては、見積もりの精査、工程管理等を進めやすくするため、工期や労働環境等に配慮した発注に努められたい。

（５）マイナンバーカードの活用について

本町のマイナンバーカードの取得率は、82%（4月16日現在）と県内では1位、全国でも上位の取得率となっている。これは、担当課をはじめ町全体で取り組んだ結果であり県下に先駆けてデジタル化の意識が高かったからだと考える。

一方で、マイナンバーカードの利用のメリットが少ないことが課題となっている。町民の多くがカードを取得していることの強みを活かし、窓口サービスの迅速化や図書カードのマイナンバーへの切り替え、公共施設の利用申込み、電子申告の普及等町民サービスへ活かす取り組みを積極的に推進されたい。